

山口県報

平成21年
6月12日
(金曜日)

目次

告示

平成二十一年度クリーニング師研修の指定(生活衛生課)……………一

平成二十一年度クリーニング所業務従事者講習の指定(生活衛生課)……………一

特定計量器の定期検査の実施(計量検定所)……………三

道路の区域の変更(道路整備課)……………三

公告

契約の締結(税務課)……………四

平成二十一年度毒物劇物取扱者試験の実施(業務課)……………四

大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取(商政課)……………五

土地改良区役員の出出(農村整備課)……………五

選管告示

政治団体の異動事項……………六

解散等に係る政治団体の名称等……………六

資金管理団体の異動事項……………六

公安委告示

警備員等の検定の実施……………七

山口県告示第二百四十七号

クリーニング業法(昭和二十五年法律第二百七号)第八条の二第一項の規定により、次の研修を平成二十一年度におけるクリーニング師の研修として指定した。



平成二十一年六月十二日

山口県知事 二井 関成

一 研修の主催者

名称 財団法人全国生活衛生営業指導センター

住所 東京都港区新橋六丁目八番二号

二 研修の開催期日及び開催場所

開催期日

平成二一、八、三〇(日曜日)

開催場所

下関市豊前田町三丁目三番一号
山口県国際総合センター

三 研修の受講料

五千円

山口県告示第二百四十八号

クリーニング業法(昭和二十五年法律第二百七号)第八条の三の規定により、次の講習を平成二十一年度におけるクリーニング所の業務従事者に対する講習として指定した。

平成二十一年六月十二日

山口県知事 二井 関成

一 講習の主催者

名称 財団法人全国生活衛生営業指導センター

住所 東京都港区新橋六丁目八番二号

二 講習の開催期日及び開催場所

開催期日

平成二一、九、一三(日曜日)

開催場所

柳井市南町四丁目一番一号
柳井クルーズホテル

三 講習の受講料

四千五百円

山口県告示第二百四十九号

計量法(平成四年法律第五十一号)第十九条第一項の規定により、計量法施行令(平成五年政令第三百二十九号)第十条第一項各号に掲げる特定計量器の定期検査を次のと

一 区域 周南市
 二 検査の期日、場所等
 三 所在場所における定期検査の期間
 四 指定定期検査機関の名称
 社団法人山口県計量振興協会

平成二一、一〇、七	午前一時三〇分から午後二時三〇分まで	周南市久米支所
〃	午後一時三〇分から午後二時三〇分まで	周南市鼓南支所
〃	午後三時から午後三時三〇分まで	周南市立給島小学校
〃	午前一時三〇分から正午まで及び午後一時から午後三時まで	周南市櫛浜支所
〃	午前一時から午前一時三〇分まで	周南市馬島公民館
〃	午後一時から午後一時三〇分まで	周南市大字大津島二一七の一 旧周南市立大津島中学校
〃	午前一時三〇分から午前一時三〇分まで	周南市鶴いこいの里交流センター
〃	午後一時から午後三時まで	周南市熊毛公民館
〃	午前一時三〇分から正午まで	周南市須々万支所
〃	午後一時三〇分から午後二時まで	周南市須金支所
〃	午後三時から午後三時三〇分まで	周南市中須支所
〃	午前一時から午前一時三〇分まで	周南市大向公民館

〃	午後一時から午後三時三〇分まで	周南市鹿野総合支所
〃	午前一時から午前一時三〇分まで	周南市湯野支所
〃	午後一時から午後二時まで	周南市戸田支所
〃	午後二時三〇分から午後三時三〇分まで	周南市夜市支所
〃	午前一時三〇分から正午まで及び午後一時から午後三時三〇分まで	周南市新南陽球場
〃	午前一時三〇分から正午まで	周南市和田支所
〃	午後一時三〇分から午後三時まで	周南市富田東地区コミュニティセンター
〃	午前一時から正午まで及び午後一時から午後三時三〇分まで	周南市新南陽体育館
〃	午前一時から午前一時三〇分まで	周南市菊川支所
〃	午後一時から午後三時まで	周南市今宿公民館
〃	午前一時から午後三時三〇分まで	〃
〃	午前一時から正午まで及び午後一時から午後三時まで	周南市野球場

平成二十一年十月二十八日から同年十二月二十五日までは、山口県計量検定所において実施する。

三 所在場所における定期検査の期間
 平成二十一年十月五日から同年十二月十八日まで

四 指定定期検査機関の名称
 社団法人山口県計量振興協会

山口県告示第二百五十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成二十一年六月十二日から一月間山口県土木建築部道路整備課に

おいて一般の縦覧に供する。

平成二十一年六月十二日

山口県知事 二井 関成

道路の種類 県道
 路線名 柳井玖珂線
 道路の区域

区 間	旧新別		敷地の幅員 (メートル)	延 メートル長	備 考
	新	旧			
岩国市玖珂町字末川四七七〇の一地 先から 同市玖珂町 同字四八二八の一地先 まで	最狭 一一 九八・ 六〇	最狭 一一 九八・ 六〇	七七・ 八	七七・ 八	



(二九六) 契約の締結

次のとおり一般競争入札の方法により契約を締結しました。

平成二十一年六月十二日

山口県知事 二井 関成

- 一 事務を担当する課の名称及び所在地
 総務部税務課 山口市滝町一番一号
- 二 落札に係る物品の名称及び数量
 税務電算システム用機器 一式
- 三 契約の相手方を決定した手続
 一般競争入札
- 四 落札者を決定した日
 平成二十一年五月八日
- 五 落札者の名称及びその主たる事務所の所在地
 日通商事株式会社 東京都中央区築地五丁目六番一〇号
- 六 落札金額
 二億五千三百五十五万五千四百四十円

七 入札公告日

平成二十一年三月二十七日

八 その他

- (一) 契約担当者
 山口県知事 二井 関成
- (二) 調達方法
 借入れ
- (三) 落札方式
 最低価格

(二九七) 平成二十一年度毒物劇物取扱者試験の実施

毒物及び劇物取締法(昭和二十五年法律第三百三十三号)第八条第一項第三号の毒物劇物取扱者試験を次のとおり実施します。

平成二十一年六月十二日

山口県知事 二井 関成

- 一 試験の日時
 平成二十一年十一月二十八日(土曜日) 午前十時から正午まで
 - 二 試験の場所
 山口市秋穂二島一〇六二番地
 山口県セミナーパーク
 - 三 受験願書の受付期間
 平成二十一年九月一日(火曜日) から同月三十日(水曜日) まで(郵送の場合は、九月三十日までの消印のあるものは、有効とする。)
 - 四 受験願書等の提出先
 最寄りの保健所又は山口市滝町一番一号(郵便番号七五三二八五〇一) 山口県健康福祉部薬務課に提出すること。
- なお、郵送する場合は、封筒の表に「毒物劇物取扱者試験願書在中」と朱書すること。
- 五 提出書類
 - (一) 受験願書
 - (二) 写真(縦四センチメートル、横三センチメートルとし、出願前六月以内に撮影した無帽、正面向き及び上半身像のもの)



山口県公安委員会告示第二十六号

警備業法（昭和四十七年法律第百十七号）第二十三条第一項の規定により、警備員等の検定を次のとおり実施する。

平成二十一年六月十二日

山口県公安委員会

一 検定を行う警備業務の種類及び級並びに受検定員
種別 級 受検定員

雑踏警備業務 二級 三十名

二 検定の日時及び場所

平成二一、九、一〇 午前九時から午後五時 山口市秋穂二島一〇六二番地
時まで 山口県セミナーパーク

三 受検資格

山口県内に住所を有する者又は山口県内の営業所に属する警備員のうち山口県外に住所を有するもの（以下「県外在住警備員」という。）であること。

四 検定申請書の受付期間及び時間

平成二十一年七月十三日（月曜日）から同月十七日（金曜日）までの午前八時三十分から午後五時十五分まで

なお、受付期間内でも、申請者の数が受検定員に達したときは、受付を締め切るものとする。

五 検定申請書の提出先

山口県内に住所を有する者にあつては住所地（その者が警備員である場合は、その者が属する山口県内の営業所の所在地を含む。）を管轄する警察署、県外在住警備員にあつてはその者が属する山口県内の営業所の所在地を管轄する警察署

六 提出書類

(一) 検定申請書

(二) 添付書類

- 1 山口県内に住所を有する者にあつては、山口県内の住所地を疎明する書面
- 2 県外在住警備員にあつては、その者が山口県内の営業所に属することを疎明する書面

(三) 写真（縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。裏面には、氏名及び撮影年月日を記入すること。）二枚

七 受検手数料

一万三千元に相当する山口県収入証紙を検定申請書の下部余白欄にはること。この収入証紙には、消印をしないこと。

八 受検票の交付

検定申請書を提出した警察署において交付する。

九 その他

(一) 検定申請書は、山口県内に住所を有する者にあつては住所地（その者が警備員である場合は、その者が属する山口県内の営業所の所在地を含む。）を管轄する警察署、県外在住警備員にあつてはその者が属する山口県内の営業所の所在地を管轄する警察署に請求すること。

(二) 検定についての問合せは、山口県警察本部生活安全部生活安全企画課（電話〇八三一九三三〇〇一〇内線三〇一八）にすること。

平成二十一年六月十二日印刷

発行人所

山口県知事